

平成 26 年 3 月市議会定例会 議会基本条例策定特別委員長報告(案)

議会基本条例策定特別委員会における「福島市議会基本条例(案)」の策定の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

はじめに、これまでの策定の経過についてであります。当特別委員会は、平成 24 年 5 月に議会改革検討会から「福島市議会は、合議制代表機関として、その責務と役割を明らかにし、基本理念や基本方針など、議会のあるべき姿を定め、議会の最高規範となる議会基本条例を制定することを前提としたうえで、体系的な議会改革の取り組みを推進することが必要である」とする「今後の議会改革の方向性について」の提言をうけ、平成 24 年 6 月定例会において設置がなされました。

当特別委員会では、条例案の策定にあたっては、全会一致を原則として、基本的な考え方について議論を重ね、合意形成に努めながら、全 31 回にわたり協議・検討を進めて参りました。

また、市民の意見を広く聴取することを目的に、平成 25 年 11 月 1 日にはパブリック・コメントを 1 カ月間にわたり実施し、さらに、11 月 10 日には議会基本条例(素案)に係る市民報告会を開催したうえで、市民からの意見も踏まえ、特別委員会において十分に検討したうえで、最終案を決定いたしました。

以下、その結果につきまして、策定いたしました条例案の主な内容をご報告申し上げます。

本条例案は、前文と全 10 章からなる本文 34 条の構成となっております。

前文は、法令等の定めに基づく議会の役割や議会基本条例の制定の趣旨と市民の負託に応じていく市議会の決意を述べております。

次に、第 1 章の「総則」について申し上げます。

第 1 条では市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを「目的」として定め、第 2 条では「基本理念」、第 3 条では「基本方針」を定め、条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的や議会が目指す基本方針を明らかにしております。

次に、第 2 章の「議会及び議員の活動原則」について申し上げます。

第 4 条では「議会の活動原則」、第 5 条では「議員の活動原則」について定めております。

次に、第 3 章の「災害対応」について申し上げます。

「災害対応」については、東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、第 6 条の「災害時における議会の活動」では大規模災害時における議会の活動方針、第 7 条の「災害時における議員の活動」では災害時における議員の対応方針について定めております。

次に、第 4 章の「議会運営」について申し上げます。

第 8 条では「民主的かつ効率的な議会運営」、第 9 条の「議会の会期」では会期を通年とする規定を定め、第 10 条では「議長の責務及び役割」、第 11 条では「委員会の適切な運営」、第 12 条では「全員協議会及び委員協議会」の開催について定め、第 13 条の「会派」では、会派の定義や役割を明らかにし、第 14 条の「政務活動費」では、政務活動費の適正な執行と透明性の確保について定めております。

次に、第 5 章の「市民及び議会との関係」について申し上げます。

第 15 条の「会議の公開」では、市民に開かれた議会とするための会議の公開について、第 16 条の「情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任」では、議会で行われた議案等の審査

における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会の開催や広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置などについて定めております。第17条の「市民参加の推進」では、議会が市民との連携を推進し、市民の意見を市政に反映させる機会の確保について定めたもので、市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設けることやパブリック・コメントを行うことができる規定などについて定めております。

次に、第6章の「議会及び行政の関係」について申し上げます。

第18条の「議会及び議員並びに市長等の関係」では、議会は市長等に対し、監視・評価を行うことや、議員の質問や質疑に対し、論点を明確化し議論を深める目的で、市長等が反問することができる規定を定め、第19条の「重要な政策等の説明」では、議会での審議に必要な情報として市長が議案を提案しようとするときや、議案以外の重要な政策等について、基本方針、素案等の作成等を行うときは、市長等に説明を求めることについて定めております。また、第20条では「説明資料の要求」、第21条では「議決事件の拡大」について検討を図り、議会の監視機能、調査機能などを高めることを定めております。

次に、第7章の「自由討議の推進」について申し上げます。

第22条では「議員間の自由討議」、第23条では政策立案及び政策提言を推進するため「政策討論会」の開催について定め、また、第24条では市の政策水準の向上を図るため「政策立案及び政策提言の推進」について定めております。

次に、第8章の「議会の機能強化」について申し上げます。

第25条の「議会改革の推進」では、議会改革に継続的に取り組むため、議会改革を推進する組織の設置などを定め、第26条では、「議員研修の充実及び強化」、第27条では、「議会事務局の機能強化及び体制整備」、第28条では「議会予算の確保」、また、第29条では「議会図書室の機能強化」について定めております。

次に、第9章の「議員の政治倫理、身分及び待遇」について申し上げます。

第30条では、「議員の政治倫理」、第31条では、「議員定数」、第32条では、「議員報酬」について定めております。

次に、第10章の「最高規範性及び見直し手続」について申し上げます。

第33条の「最高規範性」では、本条例が福島市議会における最高規範であることを明らかにし、第34条の「見直し手続」では、条例の目的が達成されているか、定期的に検討することなどを定めております。

最後に、当特別委員会の条例案の策定にあたり、ご支援・ご協力いただきました皆様方に対しまして心より感謝を申し上げますとともに、条例案の趣旨と決意を込めました前文を読み上げさせていただきます。

「福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にし、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。」

なお、「福島市議会基本条例案」につきましては、本定例会に委員会提出議案として提出を用意しておりますことを申し添え、特別委員長報告といたします。

以上、ご報告申し上げます。